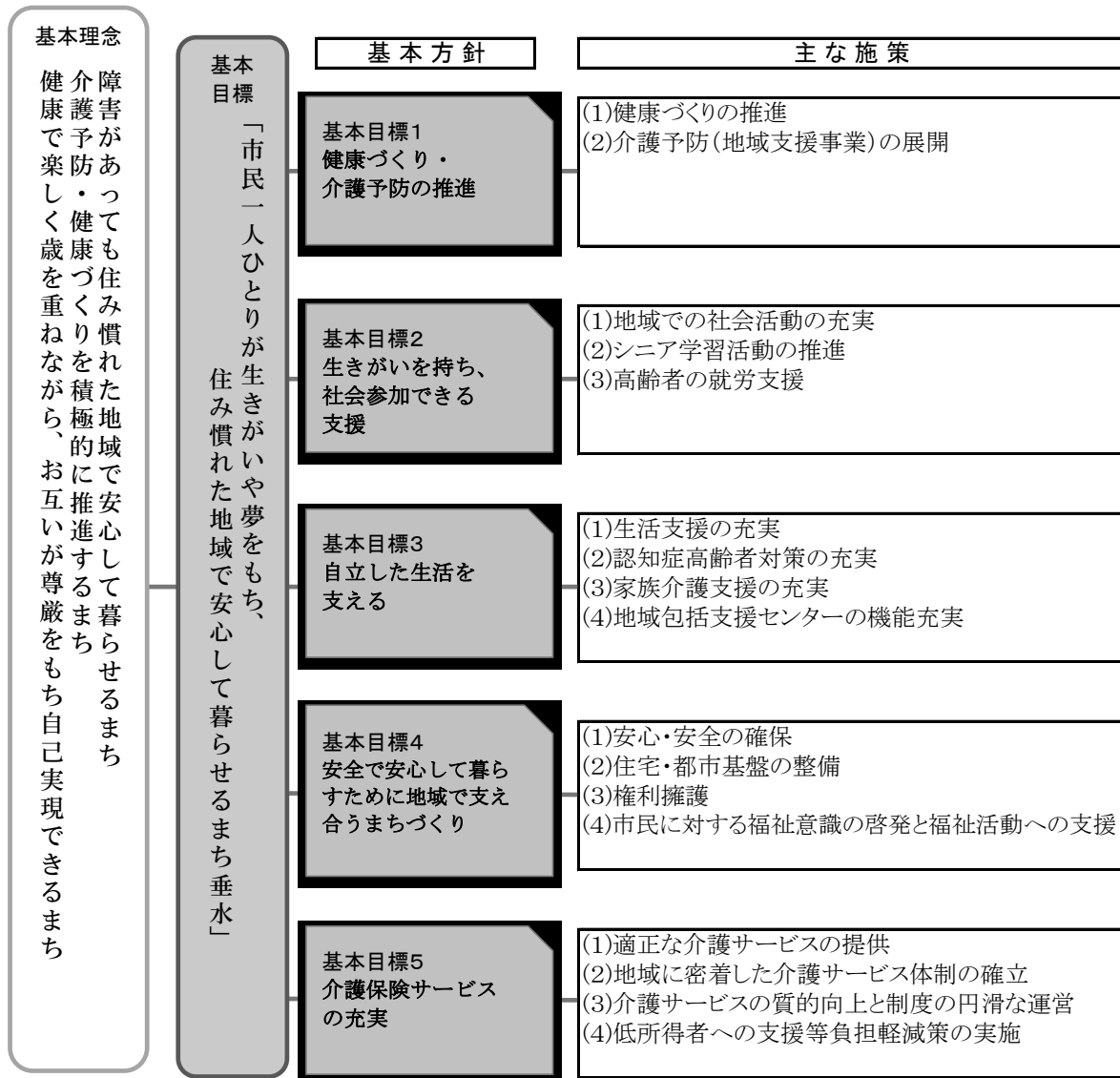


# 第1節 施策の体系と基本方針

## 1 施策の体系

図表：施策の体系



## 2 5つの基本方針

### 基本方針1：健康づくり・介護予防の推進

高齢者が健康で明るく、楽しく生活できるように支援するため、生活習慣病など高齢期にかかりやすい疾病の予防対策を行うとともに、要介護状態又は要支援状態になることを予防します。また、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために地域支援事業に取り組むこととします。

### 基本方針2：生きがいを持ち、社会参加できる支援

誰もがいきいきと生活していくためには、目標や生きがいを持つことが重要です。また、社会とのかかわりを常に持ち続けることも大切な要素となります。核家族化、高齢者世帯の増加が進む中で、高齢者が家に閉じこもりになることを防ぎ、孤独を感じることをしないよう、地域の人材や資源を有効に活用し、地域のコミュニティ活動と住民参加の活発化を目指していきます。

### 基本方針3：自立した生活を支える

高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者が地域で安心して生活するためには、介護保険サービスの他にも虚弱な高齢者を支えるためのきめ細かなサービスを提供することが必要です。

また、今後増加が予想される認知症高齢者に関しては、認知症の予防や早期発見、そして早期の段階から適切な対応をしていくことが必要です。そのため、自立した生活を支えるサービスを提供するとともに、相談事業や認知症に関する正しい知識の普及に努めます。

さらに、介護者が孤立感を感じたり、介護の負担が増大したりすることにより、身体的・精神的に健康を損なうことがないよう、介護の負担を軽減する施策を実施します。

### 基本方針4：安全で安心して暮らすために地域で支え合うまちづくり

高齢者が住み慣れた地域や家庭で安全で安心して快適な生活を営むためには、高齢者を取り巻く環境整備が必要です。防災・防犯活動などの地域安全体制の強化による高齢者に関わる犯罪や事故を未然に防止することや、快適な居住環境の整備、交通の利便性の向上などに取り組みます。

### 基本方針5：介護保険サービスの充実

平成12年に介護保険制度が導入され、サービス利用者も徐々に増加するとともにサービス供給量も増え、サービスの質の向上が進み安定的な事業運営が行われてきましたが、自立支援に結びつく支援のあり方や、給付費の増大への対応が課題となりました。

そこで、平成17年には制度の見直しが行われ、予防重視型システムへの転換を始める改正が行われました。

今後も住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるよう、日常生活圏域ごとの均衡を図った施設整備に取り組むとともに介護給付の適正化に努めます。